

「漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守
業務」に係る一般競争入札

(総合評価落札方式)

入札説明資料

令和4年4月8日

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

I 入札説明書

II 入札心得

III 漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務 調達仕様書

別紙1 漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務 要件定義書

別添1 現行ハードウェア一覧

別添2 現行ソフトウェア一覧

別添3 画面概要

別添4 帳票概要

別添5 ファイル概要

別添6 テーブル一覧・ERD

別紙2 閲覧資料一覧

閲覧資料1 漁業保証保険システムのネットワーク構成図

閲覧資料2 業務フロー図

閲覧資料3 基本設計書（漁業保証保険システム・貸付金管理システム システム設計書）

別紙3 閲覧要領

別紙4 誓約書

別紙5 課題管理要領

別紙6 課題管理簿書式

別紙7 保守作業管理簿書式

別紙8 漁業保証保険システムのデータ修正及び機能追加に係る仕様書

別紙9 漁業保証保険システムのデータ入力業務に係る仕様書

別紙10 通報窓口の周知完了報告書

（※調達仕様書の別紙1～10の資料は「秘密保持に関する確認書」（様式1）の提出をもって交付いたします。）

IV 評価要領

V 契約書（案）

VI 申請書様式

様式1 秘密保持に関する確認書

様式2 情報セキュリティ遵守事項について

様式3 競争参加資格確認申請書

様式4 委任状

様式5 入札書

様式6 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和4年4月8日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 入札に付する事項

- （１）入札件名：漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務
- （２）仕様等：「Ⅲ 漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務 調達仕様書」のとおり。
- （３）契約期間：「Ⅲ 漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務 調達仕様書」のとおり。
- （４）納入場所：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金

2 競争参加資格

- （１）独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する（当信用基金ホームページの契約関連情報を参照のこと。）。
- （２）公告日において令和04・05・06年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）とする。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （４）税の滞納がないこと。
- （５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- （６）入札説明書等の交付期間に別紙「秘密保持に関する確認書」の提出に基づき開示した「要件定義書等」を受領している者であること。
- （７）入札説明書に示す、すべての事項を満たすことができる者であること。

3 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明資料及び入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、入札説明資料及び仕様書参考資料に基づいて提出書類を作成し、提出期限内に提出しなければならない。また、信用基金から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした技術提案書提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがある。

4 入札参加資格審査手続

(1) 申請書類等の提出方法等

- ① 本件業務の入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下、「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

② 申請書類

※ 様式については、当信用基金のホームページの契約関連情報（<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）からダウンロードできます。

(ア) 競争参加資格確認申請書（様式3）

(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

(ウ) 委任状（代理人を選出する場合。様式4）

(エ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を貼付のこと。）

③ 提出部数

1部とする。

④ 提出方法

持参又は郵送（信書便も含む。）により提出すること。郵送による場合は、下記⑤の提出期限までに到着していること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

⑤ 提出期限

令和4年4月18日（月）16時00分

なお、申請書類の提出者が1者以下の場合には、申請書類の提出期限を以下の日時まで延長する。

(ア) 令和4年4月28日(木) 16時00分

また、(ア)の日時まで延長しても、申請書類の提出者が1者以下の場合には、申請書類の提出期限を以下の日まで再度延長する。

(イ) 令和4年5月9日(月) 16時00分

⑥ 受付時間

受付時間は、土日祝祭日を除く平日10時から16時まで(12時から13時までを除く。)とする。

⑦ 提出先

16の担当部署

⑧ 提出された申請書類の取扱について

(ア) 作成費用は、参加希望者の負担とする。

(イ) 申請書類は、返却しない。

(2) 競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、原則として令和4年4月21日(木)までに発送する。

なお、申請書類の提出期限が、(1)の⑤の(ア)となった場合には、競争参加資格認定通知書の発送期日を以下の期日までとする。

令和4年5月9日(月)

また、申請書類の提出期限が、(1)の⑤の(イ)となった場合には、競争参加資格認定通知書の発送期日を以下の期日までとする。

令和4年5月12日(木)

5 漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務 要件定義書等の交付期間

令和4年4月8日(金)～令和4年4月18日(月) 16時00分まで、メール等で個別配布する。(秘密保持に関する確認書(様式1)の提出が必要。)

なお、申請書類の提出期限が、４の（１）の⑤の（ア）となった場合には、要件定義書等の交付期限を以下のとおりとする。

令和４年４月２８日（木）１６時００分

また、申請書類の提出期限が、４の（１）の⑤の（イ）となった場合には、要件定義書等の交付期限を以下のとおりとする。

令和４年５月９日（月）１６時００分

６ 入札説明書等に対する質問

（１）質問の方法

入札に関する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし。）により、原則として電子メールにて照会すること。

（２）電子メールアドレス

gyogyou_sk@jaffic.go.jp

（３）質問の受付期限

令和４年４月１８日（月）１６時００分

なお、申請書類の提出期限が、４の（１）の⑤の（ア）となった場合には、質問の受付期限を以下のとおりとする。

令和４年４月２８日（木）１６時００分

また、申請書類の提出期限が、４の（１）の⑤の（イ）となった場合には、質問の受付期限を以下のとおりとする。

令和４年５月９日（月）１６時００分

（４）質問に対する回答は、原則として当信用基金ホームページの「契約関連情報」で閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

（５）書類の内容等に変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ホームページの「契約関連情報」で公表する。

７ 入札の日時及び場所（提案書等提出期限）

（１）提出期限

令和４年５月９日（月）１６時００分

なお、申請書類の提出期限が、４の（１）の⑤の（ア）となった場合には、入札の日時を以下のとおりとする。

令和４年５月１９日（木）１６時００分

また、申請書類の提出期限が、４の（１）の⑤の（イ）となった場合には、入札の日時を以下のとおりとする。

令和4年5月23日（月）16時00分

上記の各期日において、入札者が1者である場合には、入札執行を中止し、再公告するものとする。

（2）場所

独立行政法人農林漁業信用基金 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
企画調整室IT活用課

（3）受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時までを除く）とする。

（4）提出書類

※ 様式については、当信用基金のホームページの契約関連情報（<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）からダウンロードできます。

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 入札書（様式5） | 1部 |
| ② 競争参加資格認定通知書 | 1部 |
| ③ 技術提案書 | |
| （IV評価要領に定める提出書類を含む） | 9部 |
| ④ 委任状（代理人を選出する場合。様式4） | 1部 |

（5）提出方法

入札書等を持参して行うこととし、郵送（信書便も含む。）による場合は、上記期限までに到着していること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

（6）提出された書類の取扱い等

- ① 作成費用は入札者の負担とする。
- ② 技術提案書等は評価結果に関わらず返却しない。
- ③ 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しない。
- ④ 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできない。

（7）技術提案書の作成方法

技術提案書については「IV 評価要領」にしたがって作成すること。

8 入札書の作成方法

- （1）入札金額については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）とする。

- (2) 入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載するとともに「漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務の一般競争入札に係る入札書 在中」と記載し、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先を記載し、かつ、「漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務の一般競争入札に係る提出書類一式 在中」と記載すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができないものとする。
- (4) 入札手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。

9 入札の無効

入札心得第10条の規定に該当する入札は無効とする。

10 開札の日時及び場所

令和4年5月13日（金）14時00分

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金 会議室

なお、申請書類の提出期限が、4の（1）の⑤の（ア）となった場合には、開札の日時を以下のとおりとする。

令和4年5月24日（火）14時00分

また、申請書類の提出期限が、4の（1）の⑤の（イ）となった場合には、開札の日時を以下のとおりとする。

令和4年5月27日（金）14時00分

11 落札者の決定方法

当信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の合計得点に入札価格の得点を加えた総合評価得点が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。

12 落札結果の公表

当信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称（法人番号を併記）・住所
- ⑥ 落札金額
- ⑦ 入札者毎の総合評価点

14 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成
 - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。
 - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約条項は、「V 契約書（案）」による。

15 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。
- (2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式6）

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めている。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者で、入札に参加されなかった事業者又は企画提案書を提出いただかなかった請負事業者より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えている。

ついては、上記趣旨をお酌み取りいただき、本アンケート調査へのご協力願いたい。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ない。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用しないので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いである。様式については、信用基金ホームページの契約関連情報（<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）からダウンロード

ードいただきたい。

16 担当部署

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室IT活用課

電話：03-3434-7814

Fax：03-3434-7836

E-Mail：gyogyou_sk@jaffic.go.jp

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解・ご協力を願いたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了解願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在

の職名及び当信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

Ⅱ 入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）の提出を持参又は郵送（信書便を含む。）により行うこととし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名を欠く入札、金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、

証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札
(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 1 1 条 開札には、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 1 2 条 予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに 1 0 分の 7 から 1 0 分の 9 の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 1 0 分の 6 から 1 0 分の 8 の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(3) 請負契約のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 3 分の 2 から 1 0 分の 8. 5 の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) その他の請負契約にあつては、契約ごとに予定価格に 1 0 分の 6 を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 1 3 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記

載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(再度入札)

- 第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

(同価又は同総合評価点の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

- 第15条 最低価格落札方式にあつては、落札となるべき最低価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。
- 2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書等使用する言語及び通貨)

- 第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

- 第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

Ⅲ 漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP 保守業務 調達仕様書

令和 4 年 4 月

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

1	調達案件の概要に関する事項	1
1.1	調達件名	1
1.2	調達の背景	1
1.3	目的及び期待する効果	1
1.4	用語の定義	2
1.5	業務・情報システムの概要	4
1.6	契約期間	4
1.7	作業スケジュール	4
1.8	担当課室・連絡先	5
2	当該調達及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	5
2.1	調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	5
2.2	調達案件間の入札制限	7
3	情報システムに求める要件	8
4	作業の実施内容に関する事項	8
4.1	作業の内容	8
4.1.1	運用計画書等の作成	8
4.1.2	データ関連作業等	8
4.1.3	業務運用支援	8
4.1.4	保守計画書等の作成	8
4.1.5	アプリケーションプログラムの保守改修	8
4.1.6	データの保守	9
4.1.7	データの入力業務	9
4.1.8	問い合わせ対応	9
4.1.9	保守実績の評価と改善作業	9
4.1.10	資料作成等	9
4.1.11	教育・研修	9
4.1.12	漁業保証保険システムの再構築に係る設計・開発及び移行の支援	10
4.1.13	新システムと本システムの同値性確保に係る対応	10
4.1.14	引継ぎ	10
4.1.15	最終報告書の作成	11
4.2	成果物の範囲、納品期日等	11
4.2.1	成果物	11
4.2.2	納品方法	22
4.2.3	納品場所	23

5	作業の実施体制・方法に関する事項	23
5.1	作業の実施体制	23
5.2	管理体制	24
5.3	業務従事者に求める資格等の要件	25
5.3.1	作業担当者又は作業責任者	26
5.4	作業場所	26
5.5	作業の管理に関する要領	26
5.5.1	統括管理	26
5.5.2	作業理解	26
5.5.3	体制整備	27
5.5.4	プロジェクト管理	27
5.5.5	リスク管理	27
5.5.6	納入後対応	27
6	作業の実施にあたっての遵守事項	28
6.1	機密保持、資料の取扱い	28
6.2	遵守する法令等	28
6.3	情報セキュリティ管理	29
6.4	情報セキュリティ監査	30
6.5	履行完了後の資料の取扱い	30
6.6	通報窓口の周知	30
7	成果物の取扱いに関する事項	31
7.1	知的財産権の帰属	31
7.2	検査	31
7.2.1	検査	31
7.2.2	納入物の修正等	32
7.3	契約不適合責任	32
8	入札参加資格に関する事項	32
8.1	入札参加要件	32
8.2	入札制限	33
9	再委託に関する事項	34
9.1	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	34
9.2	承認手続	34
10	その他特記事項	35
10.1	環境への配慮	35
10.2	その他	35
11	付属文書	35
11.1	要件定義書	35
11.1.1	別添資料	35

11.1.2 閲覧資料.....	36
11.2 閲覧要領	36
11.3 契約締結後に開示する資料	36

<図表目次>

図表 1-1 用語の定義.....	2
図表 1-2 業務・情報システムの概要	4
図表 1-3 作業スケジュール	5
図表 2-1 調達案件一覧	5
図表 4-1 納入物一覧.....	11
図表 5-1 実施体制図.....	23

別紙1 要件定義書

【別添資料】

- 別添1 現行ハードウェア一覧
- 別添2 現行ソフトウェア一覧
- 別添3 画面概要
- 別添4 帳票概要
- 別添5 ファイル概要
- 別添6 テーブル一覧・ERD

別紙2 閲覧資料一覧

【閲覧資料】

- 閲覧資料1 漁業保証保険システムのネットワーク構成図
- 閲覧資料2 業務フロー図
- 閲覧資料3 基本設計書（漁業保証保険システム・貸付金管理システム システム設計書）

別紙3 閲覧要領

別紙4 誓約書

別紙5 課題管理要領

別紙6 課題管理簿書式

別紙7 保守作業管理簿書式

別紙8 漁業保証保険システムのデータ修正及び機能追加に係る仕様書

別紙9 漁業保証保険システムのデータ入力業務に係る仕様書

別紙10 通報窓口の周知完了報告書

参考資料1 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和3年9月10日 デジタ

ル社会推進会議幹事会決定) (以下「標準ガイドライン」という) 及び標準ガイドラインに関連する指針類等に係る文書体系 (以下「標準ガイドライン群」という。)

<https://cio.go.jp/guides>

参考資料 2 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群 (令和 3 年度版)」 (令和 3 年 7 月 7 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定)

<http://www.nisc.go.jp/active/general/kijunr3.html>

(以下、「統一基準群」という)

1 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達件名

漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP 保守業務

1.2 調達の背景

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の漁業信用保険業務においては、漁業保証保険システム及び貸付金管理システム（以下「漁業保証保険システム」という。）を使用し、主に保険料の計算処理を行い、その結果に基づいて保険料請求等を行っている。

当漁業保証保険システムは昭和 47 年に開発、平成 7 年に再構築され現在に至っている。

保険料計算等の業務は、漁業信用基金協会・支所（以下「基金協会」という。）からの漁業保証保険通知書等を基にデータを作成し、月次でデータ更新を行っている。

令和元年 11 月に漁業保証保険システムを基金の基幹 LAN に接続してネットワーク基盤を統合し、基幹 LAN と通信回線を統合した。また、令和 2 年 2 月にサーバ機器等を外部データセンターへ移管している。

当漁業保証保険システムは、平成 7 年 11 月に稼働後約 25 年が経過、システム利用においては特段問題となる支障は生じていないが、古いプログラム言語で構築され、システム改修を繰り返してきていることから、今後の安定稼働、運用コスト削減の限界といった点で不安要因があること、また、新たな業務への対応、あらゆる作業のデジタル化による業務の効率化、事務ミス防止の必要性等も勘案し、昨今の IT 技術の進展を踏まえたシステムの再構築を行うこととした。

次期漁業保証保険システム（以下「新システム」という。）の再構築に当たっての設計・開発については、令和 5 年 6 月の本稼働を目途に調達により実施する予定であるが、再構築に係る設計・開発期間は長期に渡ることが想定されるため、当面、現行システムの運用を継続しつつ、並行して再構築を実施する。

今回のアプリケーションの保守契約は、新システムが稼働するまでの間の保守に加え、新システムと本システムの同値性確保に係る業務（3 ヶ月程度）を行うものである。

1.3 目的及び期待する効果

本調達においては、アプリケーションの保守契約の締結により、本システムが問題なく機能し、安定したシステム稼働が維持されることを目的とする。

1.4 用語の定義

図表 1-1 用語の定義

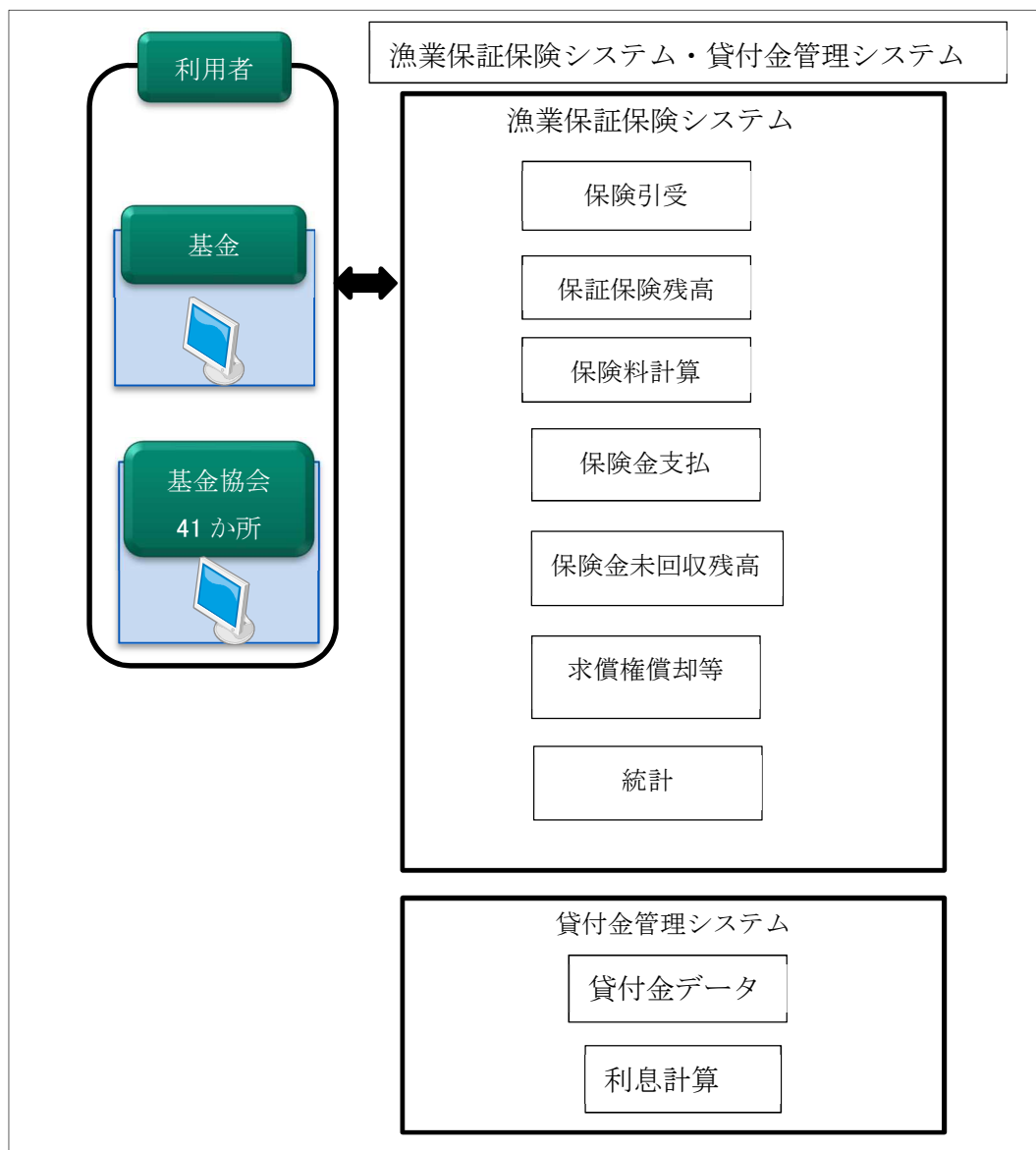
項番	用語	定義
1	本システム	漁業保証保険システム及び貸付金管理システムを指す。
2	基金	独立行政法人農林漁業信用基金を指す。甲ともいう。
3	基金情報セキュリティポリシー	基金が定める、「行政情報の電子的提供を行う際に、策定すべき情報セキュリティ対策の基準となる基本方針」のこと。
4	サービスレベルアグリーメント (SLA) 文書	SLA とはサービスレベル協定書 (service level agreement) の略称。サービスを提供する側とその利用者の間に結ばれるサービスのレベル (定義、範囲、内容、達成目標等) に関する合意書のこと。
5	開庁日	基金が業務を行っている日。
6	平日	行政機関の休日に関する法律第一条にて定められた行政機関の休日以外の日。開庁日と同義。
7	休日	行政機関の休日に関する法律第一条にて定められた行政機関の休日。
8	SLCP-JCF2013	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引のための共通フレーム体系 (2013 年版) のこと。
9	ITIL	英国商務局 (OGC : Office of Government Commerce) が、IT サービス管理・運用規則に関するベストプラクティスを調和的かつ包括的にまとめた一連のガイドブックのこと。IT サービス管理を実行する上での業務プロセスと手法を体系的に標準化したもので、IT に関する社内規則や手順等の設定・見直しを行う際のガイドラインとして活用される。
10	AP	アプリケーション (ソフトウェア) の略称。
11	保守事業者	AP 保守改修事業者、ハードウェア等保守事業者を指す総称。
12	AP 保守改修事業者	AP 改修事業者及び AP 保守事業者の総称。本業務の受注者。

項番	用語	定義
13	AP 保守事業者	アプリケーション保守業務（AP 保守業務）の受注者。本業務の受注者。
14	ハードウェア等保守事業者	サーバ等の保守業務の受注者。
15	運用管理者	基金の担当者。
16	運用事業者	本業務の受注者。又は保守事業者。
17	運用・保守事業者	運用事業者、AP 保守改修事業者、ハードウェア等保守事業者の総称。
18	基金担当者	基金の担当者。
19	システム担当者	基金の担当者。
20	担当者	基金の担当者。
21	基金全体管理組織（PMO）	基金内の業務・システムを統括し、最適化を推進する役割を持つ。
22	ホワイトボックステスト	システム内部の構造を理解した上でそれら一つ一つが意図した通りに動作しているかを確認する、プログラムのテスト方法。
23	ブラックボックステスト	システムの内部構造とは無関係に、外部から見た機能を検証するプログラムのテスト方法。

1.5 業務・情報システムの概要

業務・システム概要は、以下のとおりである。閲覧資料2「業務フロー図」も含む。

図表 1-2 業務・情報システムの概要



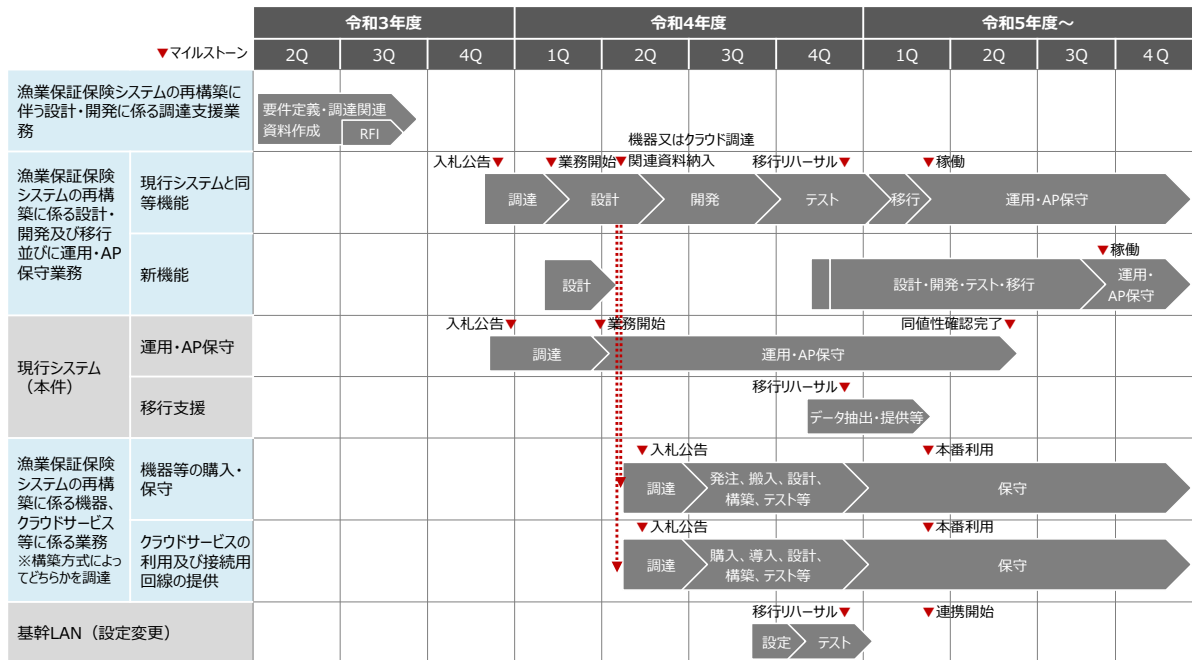
1.6 契約期間

令和4年6月1日(予定)から令和5年8月31日まで。

1.7 作業スケジュール

作業スケジュールは次の図のとおりである。

図表 1-3 作業スケジュール



1.8 担当課室・連絡先

本仕様書に関する問合せは、以下のとおり。

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 IT活用課

電話：03-3434-7814

E-Mail: gyogyou_sk@jaffic.go.jp

2 当該調達及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

2.1 調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は以下の表のとおりである。

図表 2-1 調達案件一覧

No.	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	漁業保証保険システム及び貸付金管理システムの機器等更新及び保守業務一式	一般競争入札 (最低価格落札方式)	契約締結日: 令和元年11月12日 契約期間: 令和元年11月12日から令和6年12月31日まで	契約済 現行システムに係る調達

No.	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
2	漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP 保守業務	一般競争入札 (総合評価方式)	入札公告:令和3年4月8日 契約締結日:令和3年5月27日 契約期間:令和3年6月1日から令和4年5月31日まで	契約済 現行システムに係る調達
3	漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP 保守業務(本調達)	一般競争入札 (総合評価方式)	入札公告:令和4年4月8日 契約締結日:令和4年5月頃 契約期間:令和4年6月1日から令和5年8月31日まで	現行システムに係る調達
4	漁業保証保険システム再構築に係る調達支援業務	一般競争入札 (総合評価方式)	入札公告:令和3年6月18日 契約締結日:令和3年7月29日 契約期間:令和3年7月29日から令和3年11月30日まで	契約済 新システムに係る調達
5	漁業保証保険システムの再構築に係る設計・開発及び移行並びに運用・AP 保守業務	一般競争入札 (総合評価方式)	入札公告:令和4年3月23日 契約締結日:令和4年5月31日予定 契約期間:契約締結日から令和10年5月31日まで	新システムに係る調達
6	漁業保証保険システムの機器等の購入及び保守	一般競争入札 (最低価格落札方式)	入札公告:令和4年8月頃 契約締結日:令和4年9月予定 契約期間:契約締結日から令和10年5月31日まで	新システムに係る調達 新システムの開発方式により No.6 又は No.7の調達を行う。

No.	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
7	漁業保証保険システムに係るシステム運用、クラウドサービスの利用及び接続用回線の提供	一般競争入札 (最低価格落札方式)	入札公告:令和4年8月頃 契約締結日:令和4年9月予定 契約期間:契約締結日から令和10年5月31日まで	新システムに係る調達 新システムの開発方式により No.6 又は No.7 の調達を行う。

2.2 調達案件間の入札制限

相互けん制による関連業務間の入札制限はない。

3 情報システムに求める要件

本調達の実施に当たっては、「別紙1 要件定義書」の各要件を満たすこと。

また、他の事業者に対する要件も考慮すること。要件定義書には受注者が主担当として実施する作業のほか他の事業者が主担当となる作業も記載してある。それらの中には、他事業者への支援、他事業者との調整に必要な事項の記載があるので、要件定義書全体を把握し、他事業者の作業も理解したうえで、受注者の作業を遂行すること。

4 作業の実施内容に関する事項

4.1 作業の内容

作業に関して受注者は、ITIL の考え方に沿って以下の作業を実施すること。

4.1.1 運用計画書等の作成

「別紙1 要件定義書 4.16.2 運用計画書作成、4.16.3 運用実施要領作成」に従い、運用計画書、運用実施要領（手順書等を含む）を作成すること。

4.1.2 データ関連作業等

「別紙1 要件定義書 4.16.8 運用作業一覧」の主担当者に「AP 運用」と記載のある作業等を実施すること。

4.1.3 業務運用支援

「別紙1 要件定義書 4.16.7 業務運用支援」に記載の作業を実施すること。

4.1.4 保守計画書等の作成

「別紙1 要件定義書 4.17.2 保守計画書作成、4.17.3 保守実施要領作成」に従い、保守計画書、保守実施要領（手順書等を含む）を作成すること。

4.1.5 アプリケーションプログラムの保守改修

「別紙1 要件定義書 4.17 保守に関する事項 等」に従い、アプリケーションプログラムの保守（不具合受付、要因調査、修正プログラムの作成等）を実施すること。

また、「別紙1 要件定義書 4 非機能要件の定義 等」及び「別紙8 漁業保証保険システムのデータ修正及び機能追加に係る仕様書」に従い、必要に応じてデータ修正及び追加作業等アプリケーションプログラムの改修（要件確認、設計・開発・テスト等）を実施すること

（1）改修留意事項

プログラムの改修にあたっては、開発標準、コーディング規約を踏まえた上で、後の保守に支障が出ないように、解りやすく整理すること。なお、システム改修に伴いデータ構造の変更が必要となる場合は、データ変換をツールの作成等を行い実施すること。

また、改修にあたっては、日々の業務が支障なく実施できることを確認すること。業務に支障が生じる場合には、システム運用等に影響を与えないよう、受注者負担により速やかに改善策を基金に提示し、承認を得た上でプログラム改修を実施すること。

(2) 設計書等納品

改修有無にかかわらず、「4. 2. 1 成果物」に示す未作成又は内容が最新となっていない設計書等が存在する場合には、作成し、納品すること。その上で、改修による変更を加えること。

4.1.6 データの保守

「別紙 1 要件定義書 4.5 信頼性に関する事項 及び 4.17 保守に関する事項 等」に従い、データの保守（データの品質確認、異常・不整合等の検出、復旧及び修正等）を実施すること。

4.1.7 データの入力業務

基金協会より提出される紙ベースの漁業保証保険通知書等の書類について、漁業保証保険システムに入力するために通知内容をデータ化し電磁的記録媒体に変換すること。（別紙 9 「漁業保証保険システムのデータ入力業務に係る仕様書」のとおり）

4.1.8 問い合わせ対応

受注者は、基金から本アプリケーションに関する操作方法や、通知書データに係るエラーの解消方法等について問い合わせがあった場合は対応すること。

なお、令和 3 年度の問い合わせ件数は、3 件／月であった。

4.1.9 保守実績の評価と改善作業

「別紙 1 要件定義書 4.17 保守に関する事項 等」に従い、保守実績の評価と改善作業（保守実績値の取得や評価、保守実績が目標に満たない場合の要因分析や改善措置の検討等）を実施すること。

4.1.10 資料作成等

基金内会議資料作成等につき、基金より要請があれば、対応すること。

機能追加、改修の必要性が発生した場合、基金から依頼があれば、詳細な改修内容の説明、工数・金額見積り、想定される作業体制・スケジュール等を記載した資料を提出すること。また、作業状況を確認できる業務実施状況表（「保守作業管理簿」に記載）を作成し、基金に納品すること。

AP の改修等に伴うシステム設計書及び操作マニュアル等ドキュメント類の修正・追加が発生する場合には、該当部分の修正・追加を行い、最新化したドキュメントを基金に納品すること。

4.1.11 教育・研修

受注者は、必要に応じて以下に示す要件に則り、改修機能について教育・研修を実施すること。

- 「別紙 1 要件定義書 4.15 教育に関する事項等」

4.1.12 漁業保証保険システムの再構築に係る設計・開発及び移行の支援

受注者は、漁業保証保険システムの再構築に係る設計・開発及び移行に関し、以下に示す項目の支援を行うこと。

- (1) 「漁業保証保険システムの再構築に係る設計・開発及び移行並びに運用・AP 保守業務」の受注者（以下「開発業者」という。）からの本システムに関する問い合わせや情報提供依頼に対する回答
- (2) 新システムへの移行に係る本システムのデータの抽出、開発業者への提供

4.1.13 新システムと本システムの同値性確保に係る対応

新システムの運用開始後、保険料計算等の同値性を確認するため、新システム稼働後 3 ヶ月程度本システムの運用を継続するので、以下に示す項目の対応を行うこと。

- (1) 受注者は、開発業者から本システムに登録するデータを受領し、登録すること。
- (2) 受注者は、本システムの各種マスタデータ並びに保険料払戻額及び保険料請求額の計算結果を開発業者に提供すること。

4.1.14 他システムを含む事業者間の協力・調整

(1) 情報資産管理

受注者は、ドキュメントやプログラム修正においては、最新版を管理し、他の事業者へ修正バージョンや修正タイミング、改修規約について周知し、複数の事業者・担当者による同一資産への修正及び本番リリースが混乱なく実施できるよう管理すること。

(2) 他業者起因不具合対応

受注者は、不具合の発生原因が並行して同時期に業務を実施している他事業者の作業に起因すると判明した場合は、同事業者に契約期間内での対応実施を要請し、信用基金に報告して指示を仰ぐこと。

(3) 他事業者との調整・協力

他システムを含む他事業者から作業の調整、テスト時の設定変更等を含むテスト協力、情報提供、調査回答書を含むドキュメント作成等の依頼がある場合、信用基金からの指示に基づきこれに協力・支援を行うこと。現時点で調整・協力を求める他事業者の作業及びスケジュールとしては以下が予定されている。

<<調整・協力作業>>

- ☐ 事前調査、スケジュール・作業分担等調整、テスト用端末の準備、本件に伴うテスト用設定変更、テストデータ提供、テスト実施支援
- ☐ 基金からの調査依頼に対する回答
- ☐ 本件に伴う設定変更、AP 改修、パッチ適用、ドキュメントの修正
- ☐ その他基金からの依頼対応

<<基幹 LAN 次期機器等更改 予定スケジュール>>

令和4年10月	引継
令和4年10～12月	導入計画
令和5年1月～3月中旬	機器設置・設定・移行・基本動作確認
令和5年3月中旬～令和5年4月	単体・結合・総合テスト
令和5年5月～令和5年7月	受入テスト
令和5年8月	本稼働予定

4.1.15 引継ぎ

受注者は、「別紙1 要件定義書 4.14 引継ぎに関する事項」により次期運用・AP保守事業者に引継ぎを行うこと。

4.1.16 最終報告書の作成

受注者は本調達案件が終了と判断したら、以下の内容を含む最終報告書を作成し、基金の承認を得ることとする。

- (1) 本調達または工程の概要レベルの説明
- (2) スcope目標、Scopeの評価に使用される基準、完了基準が満たされていることの証拠
- (3) 品質目標、本調達や成果物の品質評価に使用される基準、成果物の品質、検証と実際のマイルストーンの創出日、差異の理由
- (4) 最終のサービス、成果物の検証概要

4.2 成果物の範囲、納品期日等

4.2.1 成果物

納入成果物と納入期限は、以下のとおり。

なお、必要な納入物については、別途、基金と協議するものとする。

図表 4-1 納入物一覧

項番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電磁	紙
1	運用計画書	標準ガイドライン群に準じた運用計画書 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 3.1.1 運用の準備	契約締結後、1ヶ月以内	○	○
2	運用実施要領	標準ガイドライン群に準じた運用実施要領（各種の作業手順書を含む） <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 3.1.1 運用の準備	契約締結後、1ヶ月以内	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
3	保守計画書	標準ガイドライン群に準じた保守計画書 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 3.1.1 運用の準備	契約締結後、1ヶ月以内	○	○
4	保守実施要領	標準ガイドライン群に準じた保守実施要領（各種作業手順書を含む） ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 3.1.1 運用の準備	契約締結後、1ヶ月以内	○	○
5	情報セキュリティ管理計画書	準拠する情報セキュリティ規程及び受注者自身の各種 ISO 要求事項準拠の情報セキュリティ規程に基づき作成する、具体的な本受託業務実施上の情報セキュリティ実施要領を記載したドキュメント。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 1.2.4 契約の実行 3.1.1 運用の準備 5.5.1 構成管理計画	契約締結後、1ヶ月以内	○	○
6	作業状況報告書	1ヶ月以上を要することが予想される作業について作業別の日程（予定、実績）、進捗状況を含む作業状況報告書。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 2.6.1.5 保守のための文書作成	毎週、最終報告は、最終開庁日まで。作業計画部分の詳細は作業実施前の報告時点までに記載し、承認を得ること	○	○
7	議事録	受注者が出席した会議が対象、ただし、作成不要の指示がある場合を除く。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 5.2 プロジェクトアセスメント及び制御プロセス	会議後 5 開庁日以内	○	○
8	課題管理簿	受注業務でのプロジェクト管理上、発生するリスクとその原因、課題（対策）、対策別の期限や担当者・対策の検討と実施経緯・ステータス・完了日等について管理するドキュメン	随時更新（常に基金が、最新版を参照可能とすること）	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
		ト。管理要領は別紙 5、管理簿の書式は、別紙 6 に従うこと。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 2.6.1 プロセス開始の準備（保守）			
9	資料作成等支援資料	会議資料、調査資料、その他基金から作成要請のあった資料。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 5.2 プロジェクトアセスメント及び制御プロセス	基金からの要請時	○	○
10	借用資料等管理台帳	基金から入手した資料等を記録し、適切に管理するため返却、削除、廃棄等を記載したドキュメント。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 5.2 プロジェクトアセスメント及び制御プロセス	資料等入手の都度	○	○
11	変更依頼書	環境設計書、機器等、設計書、マニュアル、プログラム等の資産を変更する場合には、変更依頼書を作成し、事前に承認を得ること。変更箇所を明示した書類を添付すること。変更した書類だけではわかりにくい場合には変更内容を分かりやすく解説した資料も併せて添付すること。書式サンプルは作業開始後、基金から提供可能。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 2.6.1 プロセス開始の準備（保守）	作業開始まで	○	○
12	要件確認書	既存関連ドキュメントの修正が発生する場合には改修要件を確認するための要件確認書を提出すること。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞	基本設計開始まで	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
		> 2.2.1 プロセス開始の準備（要件定義）			
13	システム概要図、ネットワーク構成図、環境設計書(FW 設定パラメータ、接続仕様書等)等	既存関連ドキュメントの修正が発生する場合には最新版を提出する。また、変更箇所を明示すること。過去の未反映変更があれば、反映すること。未作成のものがあれば、作成すること。少なくとも以下を含めて納品すること。 システム概要図、ネットワーク構成図、環境設計書(FW 設定パラメータ、接続仕様書、サーバ OS 設定パラメータ) <SLCP-JCF 2 0 1 3 のアクティビティ> 2.3.1 システム開発プロセス開始の準備プロセス 2.3.2 システム要件定義プロセス 2.3.3 システム方式設計プロセス	契約後 1 カ月以内、以後改修の都度基本設計開始まで	○	○
14	基本設計書 ①	既存関連ドキュメントの修正が発生する場合には最新版を提出する。また、変更箇所を明示すること。過去の未反映変更があれば、反映すること。未作成のものがあれば、作成すること。標準ガイドラインに準じたものを中心に少なくとも以下を含めて納品すること。 画面一覧、画面レイアウト、画面遷移図、画面設計ポリシー、帳票一覧、帳票レイアウト、帳票設計ポリシー、ファイル一覧、ファイル定義書、外部インターフェース一覧、外部インターフェース定義書、ERD、データ一覧、データ定義書、CRUD	契約後 2 カ月以内、以後改修の都度詳細設計開始まで	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
		マトリクス、コード一覧、コード内容定義書、コーディング規約、セキュリティ設計書、開発標準 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス 2.4.4 ソフトウェア詳細設計プロセス			
15	詳細設計書	既存関連ドキュメントの修正が発生する場合には最新版を提出する。また、変更箇所を明示すること。過去の未反映変更があれば、反映すること。未作成のものがあれば、作成すること。標準ガイドラインに準じたものを中心に少なくとも以下を含めて納品すること。 機能一覧、BPMN での詳細業務フロー、機能設計書 設計書作成ツールの出力も詳細設計書の一部として納品すること。使用した設計書作成ツールとその付属説明書等も納品すること。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 2.4.5 ソフトウェア構築プロセス	契約後 3 カ月以内、以後改修の都度コーディング開始まで	○	○
16	プログラムソース、実行プログラム（一式）	改修が発生する場合には、AP プログラムが対象。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 2.4.5 ソフトウェア構築プロセス	本番環境への反映 1 週間前まで	○	
17	単体テスト計画書及び同仕様書	改修が発生する場合には AP の単体テスト計画及び仕様。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ>	単体テスト実施前まで	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
		> 2.4.5 ソフトウェア構築プロセス			
18	単体テスト報告書 (テストエビデンス添付)	改修が発生する場合には、AP の単体テスト報告書。また、テスト完了時点のコメントを除くプログラムソース (html、css、SQL 等を含む) のステップ数を報告に含めること。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 2.4.5 ソフトウェアコード構築プロセス ※1)テストエビデンスは電子媒体のみで良い。	単体テスト完了日まで	○	○
19	結合テスト計画書 及び同仕様書	改修が発生する場合には、AP の結合テスト計画及び仕様。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 2.4.6 ソフトウェア結合プロセス 2.4.7 ソフトウェア適格性確認テストプロセス	結合テスト実施前まで	○	○
20	結合テスト報告書 (テストエビデンス添付)	改修が発生する場合には、AP の結合テスト報告書。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 2.4.6 ソフトウェア結合プロセス 2.4.7 ソフトウェア適格性確認テストプロセス ※テストエビデンスは電子媒体のみで良い。	結合テスト完了日まで	○	○
21	総合テスト計画書 及び同仕様書	改修が発生する場合には、AP の総合テスト計画及び仕様。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ>	総合テスト実施前まで	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
		2.3.6 システム適格性確認テストプロセス			
22	総合テスト報告書 (テストエビデンス添付)	改修が発生する場合には、AP の総合テスト報告書。改修後のコメントを除く総ステップ数、総ファンクションポイント数も記載すること。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 2.3.6 システム適格性確認テストプロセス ※テストエビデンスは電子媒体のみで良い。	総合テスト完了日まで	○	○
23	改修移行計画書	AP 改修が発生する場合、改修に伴う AP の移行作業スケジュール・体制・実施要領等の計画、移行方針設計、移行プログラム・ツール設計、移行実施詳細手順を記したドキュメント。データの変換等が必要な場合は、データ移行も対象。作成に当たっては、運用事業者と調整の上で作成すること。 <SLCP-JCF 2013 のアクティビティ>3.1.3 業務及びシステムの移行 2.6.5.2 移行の実施支援	基金との協議で定める日まで	○	○
24	移行リハーサル計画書	「要件定義書 4.13.4 改修に係る移行リハーサル」に従い本番移行時点での最新の AP とデータを移行する改修に係る移行リハーサル計画書。データの移行がない場合には、基金の承認を得て省略することが可能。 <SLCP-JCF 2013 のアクティビティ>3.1.3 業務及びシステムの移行 2.6.5.2 移行の実施支援	移行リハーサル実施前開庁日まで	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
25	移行リハーサル結果報告書	「要件定義書 4.13.4 改修に係る移行リハーサル」に従い本番移行時点での最新の AP とデータを移行する改修に係る移行リハーサル結果報告書。データの移行がない場合には、基金の承認を得て省略することが可能。 <SLCP-JCF 2013 のアクティビティ>3.1.3 業務及びシステムの移行 2.6.5.2 移行の実施支援	移行リハーサル実施後 3 開庁日以内	○	○
26	移行ツール	移行に必要なプログラム、簡易ツール等を作成した場合は、その設計書、ソース、実行形式プログラム等関連成果物一切。 <SLCP-JCF 2013 のアクティビティ> 3.1.3 業務及びシステムの移行 2.6.5.2 移行の実施支援	移行リハーサル実施前開庁日まで、その後は、修正が発生する都度	○	○
27	受入テスト計画書、同仕様書	本番環境で本番稼働前に基金が実施する受入テスト計画書と同仕様書。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 2.4.9 ソフトウェア受入れ支援プロセス	計画書：受入テスト実施（別途指示する日）まで 仕様書：受入テスト実施（別途指示する日）前まで	○	○
28	保守に係るドキュメント	保守計画書、保守実施要領（障害対応マニュアル等の作業手順を含む）等の保守に係るドキュメントが存在しない場合には作成し、変更が発生する場合には修正を反映した最新版を作成すること。また、修正の場合には、変更箇所を明示して承認を得る。また、プログラムソースの修正	設計開始まで、その後は、修正が発生する都度	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
		が発生した場合には、全てのテスト 完了時点のコメントを除くプログラ ムソース（html、css、SQL 等を含 む）のステップ数を「保守作業計画 書」に記載すること。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 3.1.1 運用の準備			
29	教育実施計画書	実施の必要がある場合に作成。承認 を得る。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 3.1.1 運用の準備 3.1.5 利用者教育	教育開始まで	○	○
30	操作マニュアル	変更がある場合に修正版作成。変更 箇所を明示して承認を得る。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 3.1.1 運用の準備 3.1.5 利用者教育	受入テスト実 施まで	○	○
31	システム資産管理 台帳	ITIL 上の構成管理を実施し、変更管 理の対象であるハードウェア、OS、 ミドルウェア、AP、ツール、各種ド キュメント等を含む構成要素（CI） の最新版を明確に管理するツール、 ソフトウェアライセンス情報（ソフ トウェア名、バージョン、シリアル 番号、ライセンス数、ライセンス証 書、契約期間）、媒体交換日等も記 入対象、ユニークとなる CI-No を記 載。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 5.6.1 プロセス開始の準備（構成管 理）	作業開始時は、 契約後 2 週間 以内。その後、 構成変更の都 度。資産棚卸は 毎年 2 月下旬	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
32	サービスレベル報告書	月ごと及び累計の SLA 達成状況とその証跡等。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 3.3.1 サービス提供管理	月次翌月第 8 開庁日まで、 契約最終月は 契約満了日	○	○
33	改善状況報告書	サービスレベル報告で提案される改善案の実施状況及び改善結果についての報告書。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 3.1.4 システム運用	改善案がある 場合、月次翌 月第 8 開庁日 まで、契約最 終月は契約満 了日	○	○
34	障害報告書	インシデントのうち、運用監視や利用者からの連絡等により障害として切り分けたインシデントについての基金に対する報告書。書式は契約後 1 カ月以内に作成し、基金の承認を得ておく。第一報については、原因判明前であっても発生事象を早期に報告することを重視して、早急に運用事業者が作成・報告する。第一報を運用事業者が早急に作成できない事情がある場合には、例外的に他の事業者に作成を依頼できる。No.、報告者所属・氏名、区分（情報セキュリティインシデントかその他の障害かの区分）、障害等の発生から調査、検討、暫定措置、恒久対策の完了まで時系列に経過をわかりやすく記載する。調査資料、検討資料等を添付する。 ＜SLCP-JCF2013 のアクティビティ＞ 3.3.3 解決管理	事象発生から 報告までが 3 時間以内、対応 時間外は事象 発生後の翌開 庁日開始後 3 時間以内に第 一報を基金に 報告する	○	○
35	運用作業管理簿	運用計画書、本仕様書、要件定義書に記載の受注者が担当する全運用業務の作業別実施実績を把握するための一覧。作業名、関連する管理簿名	随時更新（常に 基金、関係事業 者が、最新版を	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
		と No.、内訳作業別の日時と作業内容と状況説明・実績人時・作業場所・作業実施者・作業確認者・ステータス等を記載する。関連する他の管理簿に記載のある状況説明等の内容は省略可能だが作業名、関連する管理簿名と No.、実績人時は記載すること。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 1.2.4.6 プロジェクト管理計画の具体化と実施	参照可能とすること)		
36	保守作業管理簿	本仕様書、要件定義書、保守計画書等に記載の本業務の作業別実施実績を把握するための一覧。計画的な作業、障害対応等計画外の作業、是正保守（バグ対応等）、予防保守（OS 変更、改元等事前に対応が必要な作業）、適応保守（予定外の OS 変更、ブラウザ変更、端末変更等の環境変化に適応させるための作業）、完全化保守（性能、保守性改善のための修正）すべてについて問合せ対応、インシデント管理、問題管理、変更管理、構成管理、リリース管理の内容がわかるように作業名、関連する管理簿名と No.、作業分類、作業名、作業別の日時と作業内容と状況説明・実績人時・作業場所・作業実施者・作業確認者・ステータス等を記載する。関連する他の管理簿や報告書に記載のある状況説明等の内容は省略可能だが作業名、関連する管理簿名と No.、報告書とその No. や日付、実績人時は記載すること。 <SLCP-JCF2013 のアクティビティ> 1.2.4.6 プロジェクト管理計画の具	毎月第一開庁日に別紙 7 保守作業管理簿書式を利用し、作業従事者別に提出すること。	○	○

項 番	納入物名	説明	納入期限	納入媒体	
				電 磁	紙
		体化と実施			
37	最終報告書	<SLCP-JCF2013 のアクティビティ > 3.3.1 サービス提供管理	契約最終開庁 日		

4.2.2 納品方法

- (1) 受注者は契約締結後、定められた期日までに納入物を作成し提出すること。なお、資料の作成にあたっては、基金と十分な打ち合わせを行うこと。詳細は別途指示する。
 - (2) 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
 - (3) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。
 - (4) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。
 - (5) 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体（CD-R等）により作成し、基金から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部、電磁的記録媒体は2部を納品すること。納入物の詳細及び編集方法は、担当部署と協議の上、決定する。
 - (6) 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。また、差し替え作業は受注者によって行う。ただし、基金が別に形式を指定した場合は、この限りではない。
 - (7) 電磁的記録媒体による納品について、MicrosoftWord2016、同Excel2016、同PowerPoint2016で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し、納品すること。ただし、基金が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。
- なお、受注者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

- (8) 納品後、基金において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- (9) 成果物の作成にあたって、特別なツールを使用する場合は、基金の承認を得ること。
- (10) 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- (11) 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。電磁的記録媒体には、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義更新日、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

4.2.3 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、基金が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 IT活用課

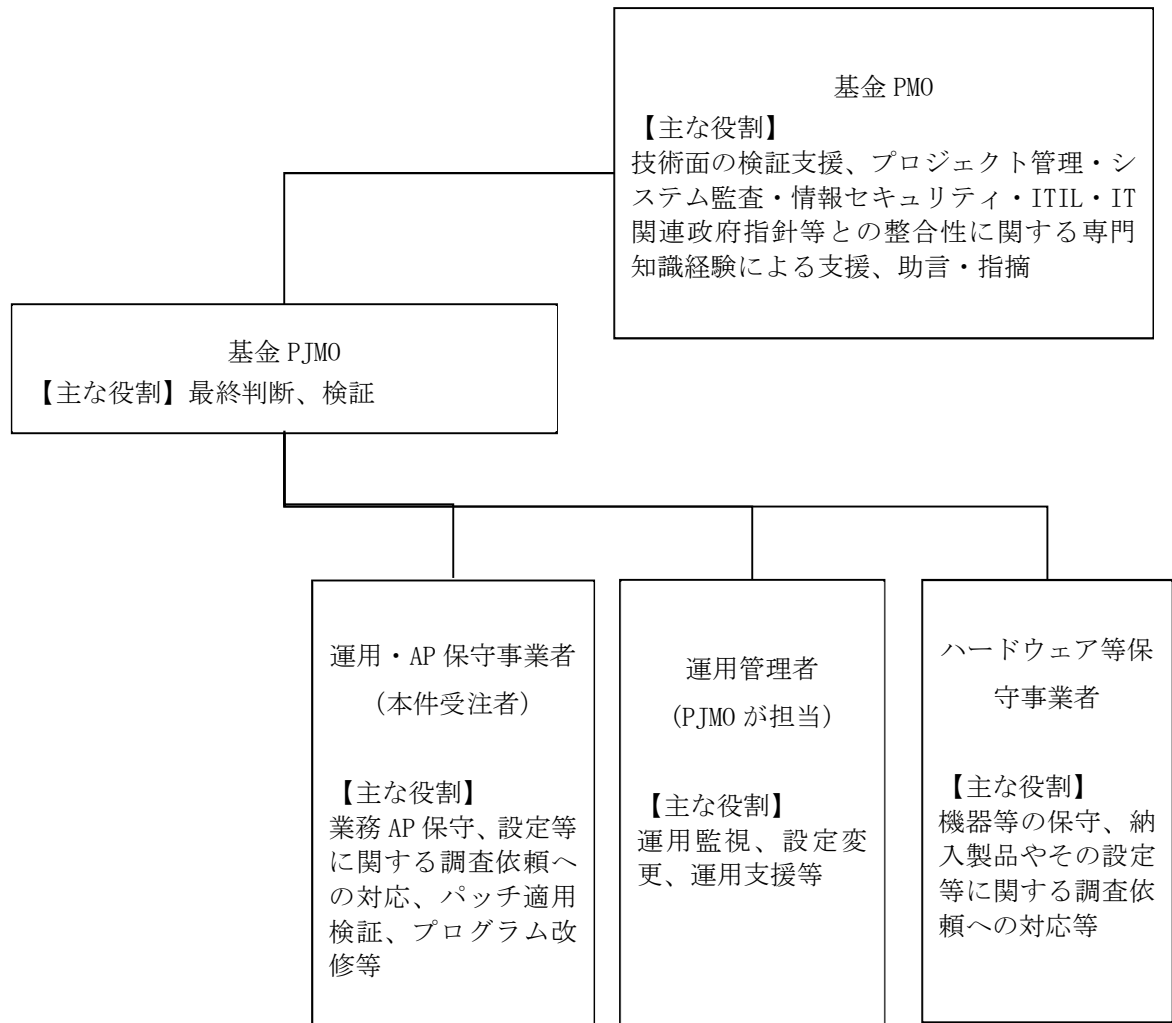
電話：03-3434-7814

5 作業の実施体制・方法に関する事項

5.1 作業の実施体制

作業の実施体制は、以下のとおり。

図表 5-1 実施体制図



本システムは、上図「実施体制図」で運用する。受注者は、作業の開始に先立ち、他の事業者との役割分担を踏まえた作業内容、体制図、連絡網及びそれぞれの役割の詳細等を記載した「運用計画書」及び「保守計画書」を作成し基金の承認を得ること。

5.2 管理体制

- 1 本事業の実施に当たり、基金の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- 2 本システムに基金の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に、追跡調査や立入検査等、基金と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- 3 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

- 4 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、事業担当部局に対し「情報取扱者名簿」（当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」（業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）を「情報セキュリティ管理計画書」の中に記載し、提出すること。また、受注者は、情報取扱者名簿（取扱者の氏名、生年月日、所属する部署、役職、国籍等が記載されたものをいう。以下同じ。）を作成又は更新し、その都度、保護すべき情報を取り扱う前に信用基金に届け出て同意を得なければならない。また、受注者は、下請負者及び保護すべき情報を開示する第三者の取扱者名簿についても、同様の措置を取らなければならない。

（確保すべき体制）

- ・ 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・ 受注者が本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。
- ・ 受注者が本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者（当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者）、情報取扱管理者（当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者）、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。

- 5 受注者は、4 の「情報取扱者名簿」及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」に変更がある場合は、予め事業担当部局に申請を行い、承認を得なければならないこと。
- 6 受注者は、本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。受注者は、本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。

5.3 業務従事者に求める資格等の要件

受注者は、作業に先立ち作業を直接指揮管理する責任者を1名配置し、本役務を履行できる体制を設け、基金の承認を得ること。なお、体制は以下の条件を全て満たすこと。資格や認証については、保有者等と同等の能力を有することの証明によることも認める。

5.3.1 作業担当者又は作業責任者

作業担当者又は作業責任者のうち1名以上は、Visual Basic の AP の開発、改修又は保守を主担当者として実施した3年以上の経験を有していること。

5.4 作業場所

作業場所は日本国内とする。本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて基金が現地確認を実施することができるものとする。

受注者はオンサイト対応を除き、原則受注者社内からセキュアなリモート (IPsec-VPN、SSH 等) にて作業を行うこととする。そのための作業スペース、回線、端末及び必要な情報機器や備品等は受注者の負担にて用意すること。

オンサイト作業については、基金が指定する場所（都内）で行うこと。なお、詳細については、契約締結後に受注者に開示する。

基金内での作業は、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。

課せられた役務の実施に必要なツールや環境整備に係る経費は、原則受注者の負担とし、必要となる機器・ツール・ソフトウェア等の用意についても、全て受注者が手配すること。

本仕様書に明示されていない事項、新たな対応が必要となった作業・ツール・環境整備については、基金と協議の上、承認を得た上で実施すること。

また、基金担当課室が緊急招集した場合は2時間以内に連絡がとれること。（ただし、基金の業務時間内に限る。）

5.5 作業の管理に関する要領

5.5.1 統括管理

受注者は、受注者内部の業務の進行管理、基金との連絡・調整等、受注者内における業務全体の統括管理を行うこと。

5.5.2 作業理解

受注者は本システムに係る業務内容、システムの機能等について、契約後直ちにシステム開発設計書、運用マニュアル等を確認し、業務内容、システム機能、システムを構成するハードウェア及びソフトウェア等を業務に支障をきたさないまでに理解し、その後も理解を更に深めること。業務・AP 仕様についても要件定義書、設計書等で契約後速やかに理解し、作業実施過程においても更に理解を深めること。

5.5.3 体制整備

受注者は、本仕様書の業務を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち責任者を明確にして、基金の了承を得た上で業務を遂行すること。また、作業体制に変更があった場合、その旨を基金に報告するとともに、書面による承認を得ること。運用計画書、保守計画書に体制を記載すること。

5.5.4 プロジェクト管理

基金に承認された「運用計画書」、「運用実施要領」、「保守計画書」及び「保守実施要領」に従い、進捗管理、品質管理、課題管理、リスク管理、セキュリティ管理、構成管理（特にソフトウェアのライセンス管理、プログラムやドキュメントのバージョン管理等）、体制管理、及びコミュニケーション管理を実施し、プロジェクトの包括的な管理を行うこと。

必要に応じて基金及び基金の指定する関係業者に対して作業の進捗状況を含む作業状況報告書を提出し、作業状況の報告を行うこと。議事録は他の事業者が作成する場合は、重複して作成する必要はない。

なお、あらゆる依頼や報告は、必ず記録に残る形で実施すること。電話・口頭のための依頼や報告は認めない。

5.5.5 リスク管理

受注者は、別紙5「課題管理要領」に基づき、業務遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率、影響度を別紙6「課題管理簿書式」を用いた「課題管理簿」に整理すること。また、定期的にリスクを監視・評価し、その結果を反映させること。また、リスクを顕在化させないための対応策、リスクが顕在化した後の対応策を識別し、「課題管理簿」に記載すること。

5.5.6 納入後対応

納品後、あるいは障害対応作業完了後、契約期間内においては、基金からの問合せ等について、対応可能な問合せ対応窓口の体制を作り、必要に応じて対応すること。

6 作業の実施にあたっての遵守事項

6.1 機密保持、資料の取扱い

受注者は、本調達において、基金が提供する資料及び情報並びハードウェア等の機器に関する情報等については、外部に漏えいしないよう管理方法を「情報セキュリティ管理計画書」の中に規定し、基金の承認を得た上で、厳格に管理すること。

また、提供された資料及び情報は、作業完了後、基金に確実に返却するとともに、確実に全てを返却したことを証する資料を、提出すること。

受注者は、受注業務の実施の過程で基金が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

受注者は、本受注業務を実施するに当たり、基金から入手した資料等については「借用資料等管理台帳」等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・ 無断複製、必要以上の複製はしないこと。
- ・ 用務に必要ななくなり次第、速やかに基金に返却すること。
- ・ 受注業務完了後、受注業務の実施の過程で基金が開示した情報、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を基金へ提出すること。

機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、基金が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

また、この業務の遂行の過程で、基金のデータセンタその他、基金の事業所内において受注者の情報が蓄積、保管される場合、受注者は、上述の資料等に準じて取り扱うか、必要に応じて当該情報の取扱いに関する協議を基金と行うこと。協議の結果、取扱いに係る規則を定めたときはその規則に従うこと。

6.2 遵守する法令等

以下の規程等に準拠し、作業を実施するものとする。なお、これらは作業実施根拠であるため、改編がある場合は、最新の規程等を遵守するものとする。

- ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」
(令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部決定)

「独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程」、「独立行政法人農林漁業信用基金個人情報等取扱規程」等信用基金の情報セキュリティ関係規程を遵守すること。
なお、「独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程」、「独立行政法人農林漁業信用基金個人情報等取扱規程」等信用基金の情報セキュリティ関係規程は非公表であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。「基金保有個人情報管理規程」の開示については、契約締結後、受注者が担当者に守秘義務の秘密保持に係る誓約書を提出した際に開示する。

受注業務の実施において、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について基金の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。

受注者が実施する作業等に使用する作業場所は、受注者の責任において用意し、事前に基金の承認を得ること。また、基金内の作業場所を使用する場合は、基金と協議の上、基金が規定する必要な手続を実施し、承認を得なければならない。

受注者は、受注業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規、労働関係法令等を遵守すること。

6.3 情報セキュリティ管理

受注者は、以下の内、必要な項目を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を提出すること。

- (1) 基金から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、受注者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- (3) 受注者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (5) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、基金へ報告すること。
- (6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、基金の承認を受けた上で実施すること。
- (7) 基金が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- (8) 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画に記載された措置の実施を担保すること。
- (9) 基金から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- (10) 基金から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- (11) 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに基金に報告すること。

6.4 情報セキュリティ監査

- 1 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、基金が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、基金がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（基金が選定した事業者による外部監査を含む。）。
- 2 受注者は、基金から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。
- 3 受注者は自ら実施した外部監査についても基金へ報告すること。
- 4 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。
- 5 業務履行後において当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合であっても、監査を受け入れること。

6.5 履行完了後の資料の取扱い

受注者は、事業担当部局から提供した資料又は事業担当部局が指定した資料の履行完了後の取扱い（返却、削除等）について、事業担当部局の指示に従うこと。

6.6 通報窓口の周知

信用基金では、受注者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を(別紙10)「通報窓口の周知完了報告書」により信用基金に報告すること。

信用基金では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注者に契約違反がある場合に、受注者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口まで御連絡ください。

(通報窓口) 独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部総務課

(1) 書面(郵送)の場合

〒105-6228

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28 階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部経理課 宛て

(2) FAX の場合

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部経理課 宛て

03-3434-7836

(3) メールの場合

kouekitsuhou@jaffic.go.jp

7 成果物の取扱いに関する事項

7.1 知的財産権の帰属

本調達により受注した業務に係り作成・変更・修正されるドキュメント類、ツール類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、受注者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、基金が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含め、全て基金に帰属するものとする。また、基金は、納入された当該ツール、プログラムの複製物を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 47 条の 3 の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

本調達により受注した業務に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

本調達により受注した業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

納入物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を受注者が行うこと。この場合、受注者は当該契約の内容について、事前に基金の承認を得ることとし、基金は当該既存著作物について、当該許諾要件の範囲で使用するものとする。

受注業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら基金の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において、一切を処理すること。この場合、基金はかかる紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

本件に定める納入物の所有権は、本件に定める契約金額の支払いが完了した日を以って、基金に移転するものとする。

7.2 検査

7.2.1 検査

- (1) 基金が指定する担当者の立会いの下、納入物の提出及び検査事項の確認をもって検収完了とすること。
- (2) なお、担当者の負荷を極力抑え、かつ、必要十分な範囲の検証ができる方法を示すこと。
- (3) 基金による検査の結果、納入物の全部又は一部に不合格が生じた場合は、受注者は直ちに引き取り、必要な修正を行った上で基金が指定した日時までに修正が反映された全ての納入物を提出すること。
- (4) 本仕様書に示す納入物以外にも、必要に応じて納入物としての提出を求めることがあるので、本仕様書に示す業務にて作成した資料は常に管理し、最新状態

に保っておくこと。

- (5) 納入物の検査に先立ち、基金と協議の上、検査事項及び日程等に関する調整を実施すること。

7.2.2 納入物の修正等

検査後、瑕疵等が認められた場合は、受注者の責任及び負担において修正を行うこととする。納入したドキュメントに修正等があった場合は、すでに納入したものであっても、紙については、更新履歴と修正ページ、電磁的記録媒体については、修正後の全編を速やかに提出し、基金の承認を得ること。

7.3 契約不適合責任

- 1 信用基金は、本調達仕様書「7. 2 検査」に規定する納品検査に合格した成果物を受領した後において、契約不適合を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を受注者に通知した場合は、次の①、②のいずれかを選択して請求することができ、受注者はこれに応じなければならない。なお、信用基金は、受注者に対して②を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて本項の履行を催告することを要しないものとする。
 - ① 信用基金の選択に従い、信用基金の指定した期限内に、受注者の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - ② 直ちに代金の減額を行うこと。
- 2 信用基金は、前項の通知をした場合は、上記①、②に加え、受注者に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、上記1の通知期間を経過した後においてもなお上記1、2を適用するものとする。

8 入札参加資格に関する事項

8.1 入札参加要件

以下の要件を満たすこと。

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。（当基金のホームページの契約関連情報を参照。）
- (2) 公告日において令和04・05・06全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者とする。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 受注者の担当事業所は、プライバシーマーク付与認定、ISMS 認証、JIS Q 27001(日本産業規格)又は ISO/IEC27001(国際規格)のいずれかを取得していること。
- (8) 本調達同等規模以上の開発実績を有していること。
- (9) 複数の事業者による共同提案を行う場合、以下の要件を満たすこと。
 - ア 複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
 - イ 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。
 - ウ 共同提案を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。
 - エ 共同提案を構成する全ての事業者は、(1) から (8) の応札条件を満たすこと。

8.2 入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。

- ① 前年度及び今年度の「最高情報セキュリティアドバイザー及び情報化統括責任者補佐官業務」の受注事業者。
- ② 本件調達仕様書の作成に直接関与した事業者。

9 再委託に関する事項

9.1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することはできない。

契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする。

受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本仕様書が定める受注者の債務を再委託先事業者も負うよう、必要な処置を実施し、基金に報告し、承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。

また、受注者が再委託する事業者は、情報システムの調達の公平性を確保するため、応札希望者は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者及びこの関連会社でないこと。

- ・前年度及び今年度の基金全体管理組織（PMO）の支援業務（最高情報セキュリティアドバイザー及び情報化統括責任者補佐官業務）の受注事業者。

9.2 承認手続

受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。

当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。

再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合は、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出すること。

10 その他特記事項

10.1 環境への配慮

調達に係る納入物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。

導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

受注者は、政府の電力需給対策を踏まえた作業環境や作業手順等を検討し、基金の承認を得た上で実施すること。

10.2 その他

- (1) 受注者は、納入スケジュール等を変更する必要がある場合は、変更内容等の所要事項を記載した書面をもって報告し、事前に担当部署の承認を受けること。
- (2) 納入にあたっては、担当部署の承認を得ることとし、他の関係事業者と必要な調整を行うこと。
- (3) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他必要がある場合は、事前に担当部署と協議し、決定/解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し確認を受けること。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項で本調達業務の遂行に当たり必要と認められる作業は、担当部署に報告、調整の上、受注者の責任において実施すること。
- (5) 基金が必要と認める場合には、基金職員、システム監査又は基金の指定する者及びその再委託先の作業場所への立ち入り検査を受けること。
- (6) 落札者が決定した場合、準備のため受注者の要請があれば、契約に先立ち「落札決定通知書」を発行する。
- (7) 基金全体管理組織（PMO）、最高情報セキュリティアドバイザー及び情報化統括責任者補佐官が基金担当課室に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。
- (8) 受注者は、電子行政推進に係る政府の各種施策・方針等(今後出されるものを含む)に従うこと。

11 付属文書

11.1 要件定義書

「別紙1 要件定義書」を参照すること。

11.1.1 別添資料

要件定義書では、以下の別添資料の参照が可能である。

別添1 現行ハードウェア一覧

- 別添 2 現行ソフトウェア一覧
- 別添 3 画面概要
- 別添 4 帳票概要
- 別添 5 ファイル概要
- 別添 6 テーブル一覧・ERD

11.1.2 閲覧資料

入札期間中に開示予定の事業者が閲覧できる資料は、別紙 2「閲覧資料一覧」を参照すること。

11.2 閲覧要領

応札希望者が資料の閲覧を希望する場合は、「別紙 3 閲覧要領」を参照すること。守秘義務に関する誓約書を提出の上、以下の本件担当部署が定める期間、場所、方法において閲覧を許可する。

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28 階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 IT 活用課

電話：03-3434-7814

E-Mail：gyogyou_sk@jaffic.go.jp

11.3 契約締結後に開示する資料

契約締結後に開示する資料は以下のとおり。

- ・独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程
- ・独立行政法人農林漁業信用基金個人情報等取扱規程
- 等信用基金の情報セキュリティ関係規程

以 上

漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る 運用・AP保守業務

IV 評価要領

令和4年4月

独立行政法人農林漁業信用基金

I. 落札方式

1. 総合評価落札方式

本調達では、総合評価落札方式(加算方式)を採用するものとし、落札方式及び総合評価の方法については、以下のとおりとする。

1-1 . 落札方式

- (1) 入札者に価格及び性能、機能、技術等（以下、これらを「性能等」という。）を記載した書面をもって申込みをさせ、次の各要件の全てに該当する者のうち、「1-2 . 総合評価の方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ① 入札価格が、予定価格の範囲内であること。
 - ② 入札に係る性能等が、別添 1 の総合評価基準で示す評価項目のうち、「必須（基礎点）」とされた全ての項目で要求要件を満たすこと。

- (2) 上記(1)の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

1-2 . 総合評価の方法

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）配分と性能等に対する得点（以下「技術点」という。）配分は、価格点の配分：技術点の配分＝1：3とする。

- (2) 価格点の評価方法については、次のとおりとする。

- ① 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に価格点配点を乗じて得た値とする。

※ （価格点＝ $350 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ ）

- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

- ① 別添 1 の総合評価基準による評価を独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行うために、本件の入札に参加しようとする者は技術提案書（添付資料を含む。）を信用基金に提出する。
- ② 別添 1 の総合評価基準で示す評価項目のうち、「必須（基礎点）」とされた項目が調達仕様書及び要件定義書等の要求要件を満たしている場合は、各項目に配点された点数を与える。
- ③ 別添 1 の総合評価基準で示す評価項目のうち、「加点」とされた項目については、技術提案書の内容を基に、入札者間の相対評価により次の評価基準に該当する評価ランクに応じた得点を与える。相対評価であるため基本的に評価ランクに差をつけるが、異なる入札者の提案が同程度と判断した場合は同点とする。

評価ランク	評価基準	配点			
		80	60	40	20
A	評価基準を満たし、提案内容として想定する水準を大きく超える非常に卓越した内容であるもの。	80	60	40	20
B	評価基準を満たし、提案内容として想定する水準を超える内容であるもの。	64	48	32	16

評価ラ ンク	評価基準	配点			
		80	60	40	20
C	評価基準をおおむね満たし、提 案内容として想定する水準の内 容であるもの。	48	36	24	12
D	評価基準の一部を満たし、提案 内容として想定する水準をやや 下回る内容であるもの。	32	24	16	8
E	評価基準を余り満たしておら ず、提案内容として想定する水 準を下回る内容であるもの。	16	12	8	4
F	提案内容について記載がない。 又は、記載はあるものの最低限 の記述がないもの。	0	0	0	0

④ 別添 1 の総合評価基準で示す各項目で与えられた点数の合計値を技術点とする。

- (4) 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の価格点に当該入札者の技術点を加算した数値である総合評価点をもって行う。

※（総合評価点＝価格点＋技術点）

1-3 . 得点配分

価格点配点、技術点配点、総配点については下記のとおりとする。

	点数
価格点配点	350
技術点配点	1,050
総配点	1,400

II. 技術提案書作成要領

1. 提出資料は次のとおりである。

- (1) 技術提案書（本編）
- (2) 技術提案書（添付資料）
- (3) 総合評価基準（別添 1）

2. 提出部数

上記 1. 中に示す (1) ～ (3) の資料について、それぞれ紙媒体（正 1 部及び副 8 部）及び電磁的記録媒体（CD-R 又は DVD-R 正副各 1 部）とする。

3. 提出期限

提出期限は、「I 入札説明資料」の「7 入札の日時及び場所（提案書等提出期限）」のとおり。

4. 提出方法

提出は持参又は郵送によるものとし、電子メール、ファクシミリ等による提出は認めな

い。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

5. 提出場所

〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 IT活用課
電話 03-3434-7814

6. 構成及び記載事項

- (1) 技術提案書の構成は「本編」及び「添付資料」とし、技術提案書（本編）は総合評価基準（別添1）の評価項目の項番に従って記載すること。
- (2) 技術提案書（本編）の表紙には、調達案件名、企業名を記載すること。なお、ファイル・バインダーを使用する場合には、ファイル・バインダーの背表紙にも同様に記載すること。提案者の情報として、技術提案書（本編）正本の表紙等、適宜の箇所に提案者所在地、技術提案書作成・提出に関する連絡担当者名、連絡担当者の所属部署名、電話番号（内線）及び E-Mail アドレスを記載すること。
- (3) 副本の技術提案書及び技術提案書をとじるファイル・バインダー自体には、提案者が分かる企業名等を一切記載せず、推測も不可能なものを使用すること。
- (4) 技術提案書には、目次及び章単位のページ番号を付すこと。
- (5) 総合評価基準には、「技術提案書ページ番号及び項番号」を記載すること。
- (6) 技術提案書は日本産業規格 A 列 4 番縦置き／横書きを基本とし、PowerPoint、Word、又は Excel を使用すること。
- (7) 図、表等を積極的に活用し、日本産業規格 A 列 4 番で小さい場合は、適宜、日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。
- (8) 原則として箇条書することとし、ポイントを絞って、優先度の高いものから記述すること。なお、調達仕様書や総合評価基準の記載内容をそのまま引用するだけの提案内容（いわゆるオウム返しの内容）では、提案がされていないものとみなすことがあるので、そのような記載はしないこと。
- (9) 技術提案書（本編）は100枚（両面で200ページ）以内に納めること。
- (10) 技術提案書（添付資料）について、技術提案書（添付資料）一覧を作成し、資料番号を付したインデックスを付けるなど、構成を分かりやすくするよう努めること。
- (11) 記載は全て日本語とし、日本語以外の資料を用いる場合は日本語訳を添付すること。
- (12) 電磁的記録媒体による提出については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、納品物に不正なプログラムが混入することのないよう、適切に処置すること。
- (13) 可能な限りリサイクル用紙を使用し、両面印刷とすること。

7. 注意事項

- (1) 提出資料の取扱い

受理した提出資料一式は、評価結果のいかんに関わらず返却しない。

- (2) 技術提案書（添付資料）の取扱い

入札者は、より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、技術提案書（本編）との対応付けをした上で技術提案書（添付資料）として提出することは可能であるが、その

際、提案要求事項を満たしているかどうかが技術提案書（本編）により判断されることに留意すること。例えば、技術提案書（本編）に「添付資料〇〇参照」とだけ記載しているものは、技術提案書に具体的提案内容が記載されていないという評価とする。

(3) 技術提案書等に対する質問

提案者に対して、技術提案書等に係る質問をすることがある。質問に対しては速やかに回答すること。

(4) 秘密の保持

提案者は技術提案書等の内容について秘密を保持すること。

(5) 留意事項

提案に係る経費は提案者の負担とする。

技術提案書記載事項は評価のために使用するもので、落札してもその内容で実施することを承認したことにはならない。落札者は技術提案書にて提案した事項について、信用基金からの指示があった場合は追加の費用請求なく、その事項について実施すること。

以上

別添1 総合評価基準

項番	評価項目	技術提案書への記述内容	区分	配点	技術提案書頁番号 又は項番
事業者に係る要件					
1	①作業を実施する事業所が、プライバシーマーク付与認定、ISMS認証、JIS Q 27001(日本産業規格)又は ISO/IEC27001(国際規格)のいずれかを取得しているか。 ②調達仕様書5.3.1「作業担当者又は作業責任者」の要件を充足しているか。 ③調達仕様書及び附属文書の記載内容すべてを理解し、全ての要求項目を満たすことを記載していること(上記①及び②を除く)。ただし、提案や作業過程での変更箇所を除く前提とする。	提案書に要件の充足を証明する資料を添付すること。①の認証については、作業を実施する事業所が、証明資料に記載の事業所であることを明確にすること。③については、全ての資料を理解し、要求項目を全て満たすことを簡潔に記載した資料を添付すること。ただし、提案や作業過程での変更箇所を除く前提としてよい。資格、実績等については対象の項番を明記し、証明資料を添付すること。なお、他の項番で記載、添付のものを本項番に重複して記載、添付する必要はない。該当箇所が明確で、網羅性があれば、ある程度包括的な記載でよい。	必須	20	
制度・業務及びシステムに対する理解度					
2	調達仕様書1.2「調達の背景」、1.3「目的及び期待する効果」、1.5「業務・情報システム概要」に対する理解を深めるために何か対応を行ったか。 業務従事者全員の閲読ページ数合計が最も多い応募者を最高得点とする。ページ数合計が同程度(多い方のA社ページ数と少ない方のB社ページ数の差がA社ページ数の20%程度以内)の場合には、閲読資料種類(複数名が同じ書類を閲読しても1とカウント)が多い応募者をより高得点とする。	業務従事者ごとに閲読資料名、閲読ページ数を記載すること。	加算	0~20	
3	資料閲覧は任意であるが、調達仕様書11.2「閲覧要領」にて閲覧を行ったか。 業務従事者別(遂行責任者、チームリーダー、運用・AP保守担当者等)の閲覧時間合計が最も多い応募者を最高得点とする。ただし、過剰な人数と時間を抑制するため、3時間以上の閲覧時間合計は同点と扱う。	業務従事者数、人別の閲覧資料名及び閲覧時間を記載すること。	加算	0~20	

項番	評価項目	技術提案書への記述内容	区分	配点	技術提案書頁番号 又は項番
	要件定義の理解度				
4	調達仕様書4.1.5「アプリケーションプログラムの保守改修」で求める要件を踏まえた改修作業を実施する場合、どのような工夫により実施し、品質向上、作業の効率化を図るか。また、適切なテストによる品質確保に関する提案がなされているか。	アプリケーションプログラムの保守改修をどのような計画及び手順で実施するか記載すること。また、現在のコーディング規約の理解度やコーディング品質の向上策、テストデータの作成方針、各種テストの提案事項、ツールを利用する場合は単に名称を列記するだけでなくその利用対象テストや目的と効果、その他のアピールポイントを具体的かつわかりやすく記載すること。	加点	0～80	
5	調達仕様書4.1.6「データの保守」で求める要件を踏まえ、データの異常・不整合等を検出した場合、迅速に原因の調査を行い、適切に復旧及び修正等の作業を実施することができるか。	どのような工夫により作業を実施し、作業の効率化を図るか。また、データの正確性の検証方法や、作業後に不備が発見された場合の対応方法等を記載すること。	加点	0～60	
6	調達仕様書4.1.7「データの入力業務」で求める要件を踏まえ、紙ベースの通知書を適切にデータ化し、電磁的記録媒体で納品することが可能か。	発注から納期までの具体的な実施方法について、業務を実施する場所、入力したデータの正確性の検証方法等と共にわかりやすく簡潔に記載すること。	加点	0～40	
7	調達仕様書4.1.12「漁業保証保険システムの再構築に係る設計・開発及び移行の支援」で求める項目について、開発業者と協力し、円滑に支援を行うことは可能か。	どのような体制でどのような工夫により支援を行うか。また、開発業者に協力することができるか。問題無く実施可能なことを具体的に分かるように記載すること。	加点	0～60	
8	調達仕様書4.1.13「新システムと本システムの同値性確保に係る対応」で求める項目について、円滑に業務を実施することは可能か。	同値性の確保について、どのような体制でどのような工夫により業務を実施するか。問題無く実施可能なことを具体的に分かるように記載すること。	加点	0～80	

項番	評価項目	技術提案書への記述内容	区分	配点	技術提案書頁番号 又は項番
9	要件定義書4.17.9「保守作業一覧」の効率的な実施のために、管理工数を削減する優れた工夫を行うか。その工数削減や運用状況把握への効果はどのようなものか。	効率化する工夫の内容を簡略に記載すること。明確に工夫が妥当と理解できない提案は評価対象としない。同程度の削減工数の場合、その内容により評価に差をつけることがある。	加点	0～60	
10	調達仕様書5.2「管理体制」、6.3「情報セキュリティ管理」及び要件定義書4.10「情報セキュリティに関する事項」に関し、本システムの個人情報漏えいの防止が重要な課題であることを理解した上で、適切な情報管理を行うことができるか。また、受注者が使用するサーバやPCへの情報漏えい対策等の情報セキュリティ対策は優れているか。	本業務で取り扱う情報等の特性を踏まえ、各業務を実施するにあたり、どのような情報管理体制を確保し、情報セキュリティ対策を実施する方針か。特にアピールする具体的な体制及び対策等をわかりやすく簡潔に記載すること。	加点	0～60	
11	調達仕様書4.1.14「引継ぎ」に関し、要件定義書4.14「引継ぎに関する事項」に定める内容を理解し、次期事業者へ確実に引き継ぐことができるか。	どのように引継書を作成し、どのような手順により引き継ぎを行うか。引継を効率的に実施する工夫があれば記載すること。	加点	0～40	
プロジェクトの計画能力					
12	作業実施スケジュール（WBS）の提案が妥当で優れているか。	WBS手法を用いて、本業務の作業工程ごとに必要なタスクを具体的にわかる詳細レベルまで細分化し、担当者、成果物、完了基準、PV、予定開始日、予定終了日を記載するとともに、特にアピールしたい作業や記載内容があれば、説明すること。	加点	0～40	

項番	評価項目	技術提案書への記述内容	区分	配点	技術提案書頁番号 又は項番
13	調達仕様書4.1.1「運用計画書等の作成」に優れた担当者を提案しているか。文章作成能力が優れており、標準ガイドライン群準拠の類似書類作成経験を有する等の適切な実施が期待できる者を提案しているか。Microsoft Wordのスタイル機能、校閲機能を十分に使いこなせる担当者か。そのほか担当者が適任で優れている理由があるか。	誰がどの成果物作成を担当するのか明記すること。担当者のスキル、標準ガイドライン群ひな形を用いて同じ書類を作成した経験、各担当者の文章作成能力の高さを推測できる合格試験、資格、学歴等を記載し、適合性を説明すること。各担当者の同様の書類や文章の多い資料の作成実績（文書一般名、ページ数、作成時期等）を記載すること。これらを簡潔かつ明確、具体的に記載すること。	加点	0～40	
14	調達仕様書4.1.4「保守計画書等の作成」に優れた担当者を提案しているか。文章作成能力が優れており、標準ガイドライン群準拠の類似書類作成経験を有する等の適切な実施が期待できる者を提案しているか。Microsoft Wordのスタイル機能、校閲機能を十分に使いこなせる担当者か。そのほか担当者が適任で優れている理由があるか。	誰がどの成果物作成を担当するのか明記すること。担当者のスキル、標準ガイドライン群ひな形を用いて同じ書類を作成した経験、各担当者の文章作成能力の高さを推測できる合格試験、資格、学歴等を記載し、適合性を説明すること。各担当者の同様の書類や文章の多い資料の作成実績（文書一般名、ページ数、作成時期等）を記載すること。これらを簡潔かつ明確、具体的に記載すること。	加点	0～40	
プロジェクトの管理能力					
15	調達仕様書5.5「作業の管理に関する要領」、6.「作業の実施に当たっての遵守事項」及びその他の提案する管理について確実かつ高品質な作業を遂行するための管理手法と適用実績の説明がされているか。 評価（E）：プロジェクト管理手法について示されていない。 評価（D）：プロジェクト管理手法が具体的に示されている。 評価（C）：プロジェクト管理手法が、名称・様式を含め具体的に示されている。 評価（B）：評価（C）に加え、本業務に寄与する理由が明示され、妥当であると認められる。 評価（A）：評価（B）に加え、適用実績が具体的に示されている。	その他の管理の提案及び管理手法や管理ツール適用実績について簡潔に記載すること。	加点	0～40	

項番	評価項目	技術提案書への記述内容	区分	配点	技術提案書頁番号 又は項番
	組織的対応力、実績、その他の事項				
16	調達仕様書5.1「作業の実施体制」に関し、以下の情報処理技術者試験ごとに資格保有作業従事者の数を記載すること。以下の点数により評価し、点×人数の合計点が高いほど高評価とする。 1点：基本情報技術者試験 2点：応用情報技術者試験 2点：情報セキュリティマネジメント試験 2点：情報処理安全確保支援士試験又は、登録セキスペ 2点：データベーススペシャリスト試験 2点：ネットワークスペシャリスト試験 3点：システムアーキテクト試験 3点：ITサービスマネージャ試験 3点：プロジェクトマネージャ試験 3点：システム監査技術者試験 3点：ITストラテジスト試験	評価項目で求める記載内容をわかりやすく簡潔に記載すること。明確に理解できない記載は評価対象としない。合格証（写）を添付すること。 同点の場合、同一評価ランクとする。 同一人物が複数の資格を保有している場合、すべてにカウントして良い。 他のチームや役割と兼任の作業従事者について重複してカウントしないこと。ほとんど作業をしない単なる名前貸しや営業のメンバはカウントしてはいけない。	加点	0～20	
17	体調不良等での欠員発生時に、直ちに同等の能力を持つ者が業務を引き継ぐことができる体制を確保しているか。	欠員が発生した場合の対応方法や、即時に代替要員を充当できる体制となっているか記載すること。	加点	0～40	
	公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標				
18	認定事業者等の取組状況に応じた評価を行う。 取組なし：0点 ①：電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）第17条第1項4号、第5号若しくは第6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した者又は同法施行規則第29条第1項の定めにより、総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者にのみ該当する事業者：40点 ②：官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を利用して入札に参加する事業者にのみ該当する事業者：80点 ③：①及び②の両方に該当する事業者：100点	要件の充足を証明する資料を提出すること。	加点	0～100	

項番	評価項目	技術提案書への記述内容	区分	配点	技術提案書頁番号 又は項番
	賃上げの実施を表明した企業等				
19	以下のいずれかに該当する場合、加点する。(該当しない場合は加点しない)。 ○事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ○事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	要件の充足を証明する資料を提出すること。	加点	90	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				
20	下記のいずれに該当するか(複数該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する) ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	要件の充足を証明する資料を提出すること。	加点	0～100	
	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)				
	・プラチナえるぼし (改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定)		加点	100	
	・1段階目 (認定基準5つのうち1～2つが○となっているか)		加点	40	
	・2段階目 (認定基準5つのうち3～4つが○となっているか)		加点	60	
	・3段階目 (認定基準5つ全てが○となっているか)		加点	80	
	・行動計画を策定しているか。		加点	20	
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)				
	・くるみんの認定を受けているか。				
	くるみん(旧基準)		加点	40	
	くるみん(新基準)		加点	60	
	・プラチナくるみんの認定を受けているか。		加点	80	
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)				
	・ユースエールの認定を受けているか。		加点	80	
	安全衛生優良企業認定				
	・安全衛生優良企業の認定を受けているか。		加点	80	

V 契 約 書 (案)

独立行政法人農林漁業信用基金(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により「漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務」の委託に関して契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別紙の漁業保証保険システム及び貸付金管理システムに係る運用・AP保守業務調達仕様書(以下「保守仕様書」という。))に基づき、「漁業保証保険システム及び貸付金管理システムの運用・AP保守業務」(以下「業務」という。)を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約の内容)

第3条 乙は、別紙「保守仕様書」の「4 作業の実施内容に関する事項」に定めるとおり業務を実施するものとする。

なお、業務に係るプログラムに起因する障害等の報告があった場合には、信用基金の承認を得た上で、速やかに原因の究明、影響調査等を実施することとする。

(契約金額)

第4条 本契約の契約金額は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。(月額〇〇〇〇〇〇〇〇〇円)

(業務実施場所)

第5条 保守場所は次のとおりとする。

(1) 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

サーバ機器が設置されているデータセンター

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和4年6月1日から令和5年8月31日までとする。

(契約金額の請求及び支払)

第7条 乙は、第4条に規定する契約金額、毎月〇〇〇〇〇〇〇〇〇円(税別)の支払いを甲に請求するものとする。なお、請求方法は月末締めとし、翌月払いとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(契約保証金)

第8条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(監督)

第9条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)に乙の業務を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(検査)

第10条 乙は、第3条に規定する業務内容を終了し、保守仕様書の「4.2 成果物の範囲、納品期日等」に基づく成果物を提出した際は、業務内容ごとに甲の指定する検査職員(以下「検査職員」という。)の検査を速やかに受けなければならない。

2 甲は、第3条に規定する業務内容の終了日から20日以内に業務内容ごとに検査を行わなければならない。

3 乙は、第3条の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品の納入等を行い、再度検査を受け、業務内容を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(責任者及び作業責任者)

第11条 乙は、契約締結後速やかに、業務の技術上の管理を行う責任者を選任し、書面により甲に通知するものとする。なお、乙は保守仕様書「5.1 作業の実施体制」に基づく体制図を定め、体制図に責任者及び作業責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2 乙は、事前に書面により甲に通知することにより、責任者及び作業責任者を変更できるものとする。

3 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本業務の遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として作業責任者を通じて行うものとする。

(連絡協議)

第12条 乙は、本業務の円滑な遂行のため、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況の確認、保守仕様書の内容確認、問題点の協議等必要に応じて、甲へ連絡協議を行うことができるものとする。

(遅延利息)

第13条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、第7条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第14条 乙が、乙の責に帰すべき理由により、納品期限までに本業務を終了しない場合には、遅延日数に応じ、契約金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

(契約内容の変更)

第15条 この契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

(保守仕様書の変更)

第16条 甲又は乙は、保守仕様書の内容についての変更が必要と認められる場合、その変更の内容、理由等を明記した書面を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

(資料等の提供及び返還)

第17条 甲は乙に対し、この契約に定める条件に従い、業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

2 保守仕様書に定めるもののほか、乙から甲に対し、業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、本契約に定める各条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。

3 業務遂行上、甲の事務所で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は作業実施場所(作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。)を、甲乙協議の上、この契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。

4 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。

5 甲から提供を受けた資料等が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

6 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第11条に定める作業責任者との間で書面をもってこれを行うものとする。

(資料等の管理)

第18条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

(蓄積情報の管理)

第19条 この業務の遂行の過程で、乙のデータセンターその他乙の事業所内において甲の情報が蓄積、保管される場合、乙は、第17条及び第18条に定める資料等に準じて取り扱うか、又は別途甲乙協議のうえ当該情報の取扱いに関する規則を定めたときは当該規則に従い取り扱うものとする。

(協働と役割分担)

第20条 甲及び乙は、業務の円滑かつ適切な遂行のために、乙の有する保守に関する技術及び知識の提供と甲による保守仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意を持って協力するものとする。

2 また、プログラム等の修正の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には随時、これに応ずるものとする。

(秘密情報の取扱い)

第21条 乙は、この契約の履行に関し知り得た甲の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 甲から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) この契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 秘密情報の提供を受けた当事者は、秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、秘密情報について、この契約の目的の範囲内でのみ使用し、この契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

4 乙は、秘密情報を、この契約の目的のために知る必要のある各自(本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。)の役員及び従業員に限り開示するものとし、契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。

5 秘密情報の提供及び返却等については、第22条を準用する。

6 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

7 このほか、甲乙協議のうえ、秘密情報の取扱いに関する規則を定めたときは当該規則に従い取り扱うものとする。

(個人情報)

第22条 乙は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいう。)を講ずることについて、個人情報を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するように努めるものとする。

2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲

を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

4 個人情報の提供及び返却等については、第17条を準用する。

5 乙は甲より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託してはならない。但し、当該再委託につき、甲の事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(納入物の所有権)

第23条 乙がこの契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、甲から乙へその対価の支払いが完了したとき、乙から甲へ移転する。

(納入物の著作権)

第24条 納入物に関する著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲に移転するものとする。なお、乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

(知的財産権侵害の責任)

第25条 甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）の侵害の申立てを受けた場合、次の各号の全ての要件が満たされる場合に限り、第33条の規定にかかわらず乙はかかる申立てによって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。ただし、第三者からの申立てが甲の帰責事由による場合にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

(1) 甲が第三者から申立てを受けた日から5日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること。

(2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及び全てについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること。

(3) 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること。

2 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i)権利侵害のないほかの納入物との交換、(ii)権利侵害している部分の変更、(iii)継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。

3 第1項の規定に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第32条の規定によるものとする。

(第三者ソフトウェアの利用)

第26条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、当該第三者ソフトウェア利用の指示を甲から受けたときに、権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、

若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。

(障害発生時の対応手順等)

第27条 業務の内容に応じて、業務の対象となる甲のシステムに関連して不具合等の障害が発生した場合に備え、保守仕様書の定めのとおり「要件定義書4.17 保守に関する事項」に従い、保守体制を整備すること。また、甲乙両者の緊急連絡体制等の取り決めが必要となる場合、甲及び乙は協議の上、別途書面により当該緊急連絡体制その他必要な事項を取り決めるものとする。

(契約不適合責任)

第28条 甲は、第10条による検査に合格した後に、納入物件に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

5 甲が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(危険負担)

第29条 本契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責に帰することができない事由に生じた損害は乙の負担とする。

(事情変更)

第30条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前二項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第31条 乙は、自ら並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。

2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用基金の信用を毀損し、又は信用基金の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲は、乙が前各項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。

4 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

第32条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納品期限若しくは納品期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みないと認められるとき。
- (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
- (4) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払う

ものとする。

(損害賠償)

第33条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼしたときは、その損害の賠償を行う。

(1) 甲の責に帰すべき事由により乙から解除の申入れがあったとき。

(2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

2 乙は、この契約の履行に当たり甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(契約解除による違約金)

第34条 第32条第1項第1号、第3号又は第4号の規定に基づき、甲が本契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第35条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第36条 乙は、第34条又は第35条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき、甲が賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第37条 乙は、第34条又は第35条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第38条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名又は名称、再委託の業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、同項の承認を受けた再委託(再請負を含む。以下同じ。)についてその内容を変更する必要性が生じたときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名又は名称及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント未満であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として、前項までの規定は、適用しない。

(紛争の解決)

第39条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のための要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第40条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

第41条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都港区愛宕二丁目5番1号
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 ○○○○○○○○
生年月日 ○○○○○○○○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○○○
生年月日 ○○○○○○○○

VI 申請書様式

様式1 秘密保持に関する確認書

様式2 情報セキュリティ遵守事項について

様式3 競争参加資格確認申請書

様式4 委任状

様式5 入札書

様式6 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査